

[埼玉県ふるさと認証食品]

## 清酒の認証基準

### 第1条 適用の範囲

この基準は、埼玉県内で生産された米を使用して製造された清酒に適用する。

### 第2条 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
清酒	酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類のうち、同法第3条第4号に掲げる「清酒」をいう。

### 第3条 品質及び品質表示

区分		基準
品質	性状	清酒固有の香味及び色沢を有し、かつ、異味異臭がないこと。
	原材料	次に掲げるもの以外を使用していないこと。 1 埼玉県産の米 2 米こうじ 3 醸造アルコール なお、米は農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく水稻うるち玄米又は醸造用玄米の規格による3等以上に格付けされたもの（醸造用玄米にあつては、水稻うるち玄米の3等以上に相当するものを含む。）であること。
		食品添加物
	製法品質	清酒の製法品質表示基準（平成元年国税庁告示第8号）に定める吟醸酒・純米酒・本醸造酒のいずれかの製法によるものであること。
	異物	混入していないこと。
	内容量	表示内容に適合していること。

表示	表示事項及び禁止表示事項	「酒税法施行令（昭和37年政令第97号）」「清酒の製法品質基準（平成元年国税庁告示第8号）」及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）」「未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年国税庁告示第9号）」「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）」を遵守すること。また、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）や健康増進法（平成14年法律第103号）等の関連法令を遵守すること。
	特別表示事項	認証品については、「埼玉県産〇〇（原料米の品種）100%使用」等と表示することができる。

#### 第4条 製造管理

- (1) 製造に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生法施行条例（平成12年埼玉県条例第22号）の遵守に努め、衛生に十分注意し、製造工程ごとに適正な管理を行うこと。
- (2) 食品衛生法施行条例で定める食品衛生責任者が1人以上いること。

#### 第5条 認証方法

認証のための審査は、埼玉県ふるさと認証食品認証要綱に基づき行う。

#### 第6条 技術指導等

認証を受けた製造事業所は、国、県関係機関等が実施する製造技術、品質管理、衛生等に関する指導を積極的に受けるよう努めること。

附 則

この基準は、平成6年1月14日から適用する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成18年9月7日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。